区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年八月二十三日
防衛大臣　稲田　朋美
日　時　平成二十八年八月三十日及び同月三十一日（予備、九月一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年八月二十三日
防衛大臣　稲田　朋美
日　時　平成二十八年八月三十日及び同月三十一日（予備、九月一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月二十三日
路線名　供用開始の区間　関東地方整備局長　大西　亘
二百四十六号　厚木市妻田東三丁目一〇五四番二地先から同市妻田東三丁目一〇五三番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
図面縦覧場所
供用開始の期日　平成二十八年八月二十三日

○関東地方整備局告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月二十三日　関東地方整備局長　大西　亘
一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　二百四十六号　厚木市妻田東三丁目一〇五四番二地先から同市妻田東三丁目一〇五三番三地先まで　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年八月二十四日

○近畿地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府船井郡京丹波町須知天神四番一地内	前	三〇・三七～三二・九六メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	三〇・三七～三〇・五九メートル	〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市西京区大枝沓掛町一四番三〇四から同市西京区大枝沓掛町一四番一〇まで	前	三五・八〇～四四・一二メートル	〇・〇二二キロメートル
	後	三三・九〇～三九・八七メートル	〇・〇〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所